大阪市告示第1629号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山 英幸

施設名	年 月 日	供用時間
	令和7年12月1日(月)	午後 0 時30分から 午後 7 時まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	令和7年12月8日(月)	
	令和7年12月15日(月)	
	令和7年12月22日(月)	
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	令和7年12月1日(月)	午後1時50分から 午後7時まで
	令和7年12月8日(月)	
	令和7年12月15日(月)	
	令和7年12月22日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)